

清瀬市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に係る報告について

1. 計画の概要

令和 32（2050）年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」を実現するために、市民・事業者・市の連携・協働による取組施策を示す計画である。

2. 計画期間

令和 6（2024）年度から令和 12（2030）年度までの 7 年間

3. 計画の対象範囲

市内全域

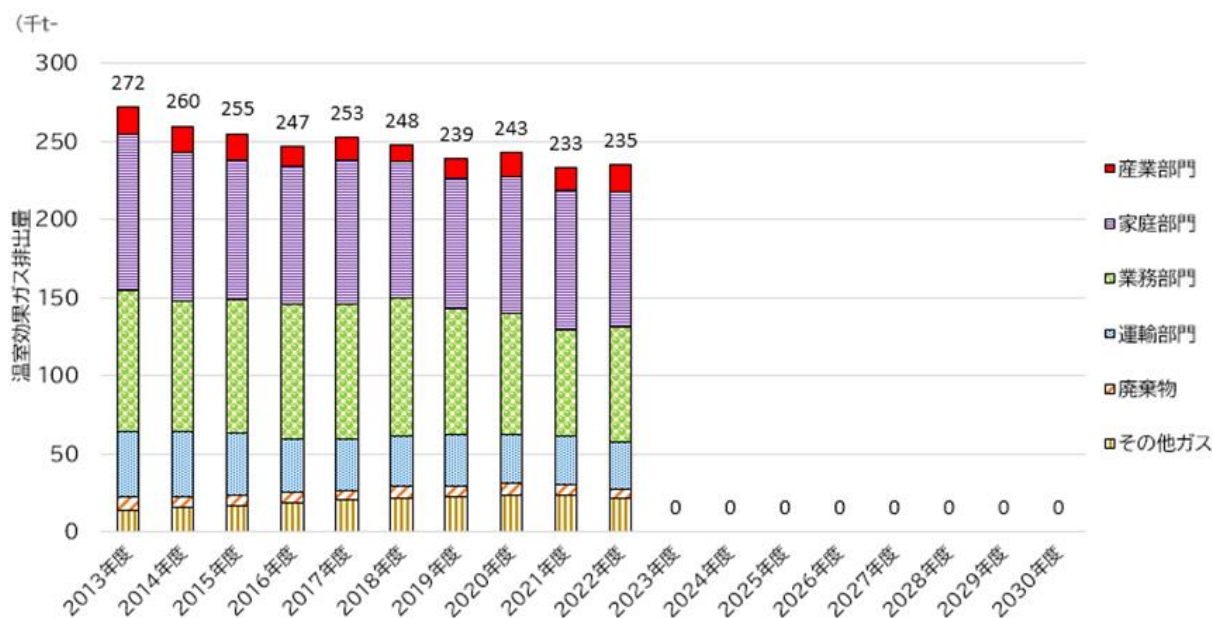
4. 温室効果ガス排出量の削減目標

【中期目標】

令和 12（2030）年度に、平成 25（2013）年度比 46%削減

【長期目標】

令和 32（2050）年度までに温室効果ガス排出量実質ゼロを実現



（出典）オール東京 6 2 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」資料より作成

【実績】

令和 4（2022）年度の排出量：235,000 t-CO₂eq/年

（基準（2013）年度比） 13.60%削減

5. 再生可能エネルギーの導入目標

令和 12（2030）年度までに設備容量 12, 695kW（発電量 15, 235MWh/年相当）

[kW]

	区域の再生可能エネルギーの導入設備容量								
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
太陽光発電（10kW未満）	2,837	3,049	3,209	3,416	3,641	3,922	4,236	4,653	5,529
太陽光発電（10kW以上）	468	599	711	781	800	800	819	819	819
風力発電	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水力発電	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地熱発電	0	0	0	0	0	0	0	0	0
バイオマス発電 ※2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
再生可能エネルギー合計	3,305	3,647	3,920	4,197	4,441	4,722	5,055	5,472	6,349

※1：再生可能エネルギー導入設備容量は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（再エネ特措法）」（平成23年法律第108号）に基づくFIT・FIP制度で認定された設備のうち買取を開始した設備の導入容量を記載しています。そのため、自家消費のみで売電していない設備、FIT・FIP制度への移行認定を受けていない設備等は、本カルテの値に含まれません。

※2：バイオマス発電の導入設備容量は、FIT・FIP制度公表情報のバイオマス発電設備（バイオマス比率考慮あり）の値を用いています。

（出典）環境省「自治体排出量カルテ」

【実績】

令和 5（2023）年度の再生可能エネルギーの導入設備容量 6, 349kW

（令和 12（2030）年度までの導入目標（12, 695kW）に対する導入率） 49. 99%

6. まとめ

温室効果ガス排出量については、令和 4(2022) 年度実績で基準(2013) 年度比 13.60%削減となっており、ゆるやかに排出量削減に向けた取り組みが推進されていると評価できる。

再生可能エネルギーの導入設備容量については、令和 5(2023) 年度実績で 6,349kW となっており、順調に再生可能エネルギーの導入が推進されていると評価できる。

市では、太陽光発電機器等を設置した市民に対する補助制度の実施、東京都の補助制度の普及啓発等を実施している。東京都や市による補助制度の拡充によって、市民・事業者の積極的な再生可能エネルギー機器導入が促進されている。

また、市では、公共施設における LED 照明や太陽光発電システムをはじめとした省エネ・再エネ設備の導入促進、電気自動車をはじめとした低公害の公用車の導入促進、職員による節電等の省エネ行動の普及啓発・モニタリングにより、温室効果ガス排出量削減に向けた取り組みを推進している。

今後、温室効果ガス排出量削減の中期目標及び長期目標の達成に向けて、さらなる取組施策の推進が求められる。

市民・事業者に対しては、環境啓発活動への参画、リユース・リサイクルによるごみ発生量の抑制、公共交通機関の積極的利用など、環境配慮行動を啓発していく必要がある。

市の事業においては、温室効果ガス排出量が少ない又は排出が無いクリーン電力の導入を段階的に進めていくことなど、ゼロカーボンシティの実現に向けた取り組みを計画的に推進していく必要がある。